

氏名(本籍)	住江淳司(沖縄県)			
学位の種類	博士(文学)			
学位記番号	博乙第2635号			
学位授与年月日	平成25年3月25日			
学位授与の要件	学位規則第4条第2項該当			
審査研究科	人文社会科学研究科			
学位論文題目	カヌードスの乱-その全体像の構築			
主査	筑波大学教授	Dr. de 3 ^o cycle	立川孝一	
副査	筑波大学准教授	Ph. D.	佐藤千登勢	
副査	筑波大学教授	国際学修士	遅野井茂雄	
副査	筑波大学准教授	学術修士	宮崎和夫	

論文の内容の要旨

本論文は、1896年から1897年にかけてブラジル北東部のバイーア州カヌードスで発生した、所謂「カヌードスの乱」をとりあげ、その全体像を構築することを旨としている。従来の研究では、カヌードスの指導者アントニオ・コンセレイロをカトリック教会に反抗する狂信者、あるいは共和制に反対の立場をとる王党派とみなす見解が支配的であったが、それらはいずれも偏見に基づく一面的な理解であり、カヌードスの運動の全体像を描くには至っていない。本論文では、この運動を第1部においては宗教共同体としての側面から内面的にアプローチする一方、第2部においては民衆運動という側面から共同体をとりまく社会経済的及び政治的環境をふまえて外面的に考察する。このように複眼的な視点から、この事件の全体像を浮かび上がらせることが本論文の目的である。

史料としては、従来用いられてきた文献の他に、カプチーノ派修道士の報告書、共同体の指導者が用いた説教集、医師でブラジル共和国連邦議会議員であったセザル・ザマによる共和国政府に対する請願書などを含む同時代的な記録を活用するとともに、リオ・デ・ジャネイロの陸軍省公文書館収蔵のカヌードス関係の資料をも参照している。

本論文は、序論と結論の他、本論(二部各三章)及び補論から構成される。

序論においては事件の概要と研究史が述べられている。

第1部「宗教共同体としてのカヌードス」では、メシアニズムの視点からカヌードスにおける信仰の救世主的様相が検討される。

第1章「ブラジルにおけるメシアニズムの系譜—ドン・セバスチアン信仰からカヌードスの乱まで」では、ブラジルにおけるメシアニズムの3要素であるドン・セバスチアン王信仰、平信徒の組織と活動、贖罪の儀礼とカヌードスの共同体にみられる救世主的様相について論じられている。

第2章「モンテ・マルシアーノ修道士の報告書とアントニオ・コンセレイロの説教集からみた救世主運動の虚像と実像」では、カヌードス共同体の中でメシアと崇められていたアントニオ・コンセレイロという人物が、いかなる考えを持ち、どのような活動を行ったか、この共同体が当時のバイーア州の政治情勢の中でいかにしてメシアニズム運動に発展していったかを論じている。

第3章「アントニオ・コンセリエイロの運動に対する下級聖職者と民衆の態度」では、コンセリエイロらの運動についてバイーア州の高位聖職者と下位聖職者とのあいだに生じた意見の違いについて論じている。つまりこれまでの歴史家の多くは、バイーア州大司教が管轄区内の教区でコンセリエイロが説教を行うことを禁じた通達を主任司祭らに送ったことによって、聖職者らがコンセリエイロらの運動に絶対反対の立場を取ったという見解を示していたが、聖職者の態度には例外があることをサルバドール市にあるローマ聖庁大司教区公文書館所蔵の史料から解明している。

第2部「民衆運動としてのカヌードス」では、奥地でのコンセリエイロの運動を州都サルバドールの政治的動向や首都リオ・デ・ジャネイロの共和国政府内の政治的対立などから考察し、そこから「カヌードスの乱」とよばれるがはたして民衆反乱であったのかを考察する。

第1章「カヌードス研究への新たな視点」では、共和国政府がコンセリエイロを君主制の擁護者とみなしたことに加え、地方ボスらが地元の権力者との経済的軋轢に加え、選挙の際のトラブルなどでコンセリエイロを問題視していたという複雑な要因が重なることにより、カヌードス共同体が危険な存在とみなされるようになったことが述べられている。

第2章「カヌードスは共和国に対する叛乱であったか？」では、医師で共和国連邦議会議員であったセザル・ザマのブラジル共和国への請願書を分析している。ザマの主張は、カヌードスの住民とは、他のブラジル人と変わらない普通の市民、お互いに平等な権利を有するブラジル市民（国民）であったというものであるが、ザマの批判は、宗教的偏見にとらわれた聖職者や地域的・党派的利害を追求する軍人や政治家に向けられていた。

第3章「バイーア州における寡頭勢力の闘争—連邦制から中央集権体制への移行」では、カヌードスの事件が起こった頃のバイーア州内の寡頭勢力同士の権力闘争と、当時の首都リオ・デ・ジャネイロにあった共和国政府内の政治的対立とを考察している。その結果として、「カヌードスの乱」とは、バイーア州における二大寡頭勢力ピアナ派とゴンサルベス派の権力闘争に加え、連邦制から中央集権体制への移行期にあった共和国ブラジルにおける国家レベルでの変化の中で生じた事件であったと論じている。

補論「リオ・デ・ジャネイロ陸軍省公文書館収蔵のカヌードス関係資料」では、共和国軍の5度にわたる攻撃にもコンセリエイロらが耐えられたのは、カヌードス近郊の町ベトロリーナ市に12年在住したマルチネス神父のように、硝石と硫黄という軍事物資をカヌードスに供給していた王党派の共犯者が存在したこと、またカヌードス共同体が生産していた山羊の革の収益が、コンセリエイロの味方であるジャグンソらに戦う意欲を与えただけでなく、共和国軍兵士までもカヌードス側に寝返らせてしまったという経済力の存在を新事実として付け加えている。

結論では、カヌードスの事件が「叛乱」であったかという疑問に対しては、カヌードスは自ら叛乱を起こしたのではなく、叛乱は地方権力者の党派抗争から生じた偶発的な事件であったという新たな解釈を取っている。しかしこの動乱の結果、ブラジルは自由主義者らによる連邦制の政治体制から保守主義者らの中央集権体制へと移行するきざしを見せはじめた。つまり「カヌードスの乱」はその意図とは裏腹にブラジル共和国を「国民統合」へと導いたと結論づけられている。

審 査 の 結 果 の 要 旨

本論文でとりあげられている「カヌードスの乱」とは19世紀末にブラジルの辺境地域で生じた一事件で、わが国でこれを論じた研究はきわめて少ないが、著者は20年以上にわたって研究を続け、毎年のようにブラジルを訪れては資料の蒐集につとめ、現地の研究者とも意見交換を行ってきた。本論文はそうした長期にわたる調査・研究の集大成である。

ブラジルにおけるカヌードス研究の歴史はかなり長く、文献も豊富ではあるが、著者も指摘するように、事件当時においては「反カトリック的狂信主義」あるいは「反共和国的王党主義」という偏見が支配的であり、また後世の歴史家たちは逆にこれを「千年王国的メシアニズム」とみなしたり、あるいは未完の「ブルジョワ革命」、さらには挫折した「共産主義革命」とみなすなど、その解釈において一致をみることがなかった。著者はカヌードス共同体の原点を千年王国論に見る点では従来の説に共鳴しつつも、共同体をとりまく政治や経済の状況などにも目を配り、より多様な視点から詳細かつ包括的なカヌードス像を描き出し、オリジナルな結論に達している。

本論部分を構成する六つの章では、宗主国ポルトガルにおけるカトリック信仰のあり方、事件の舞台となったブラジル・バイア州の地理と経済、共同体の指導者コンセレイロの人物像と共同体の組織、カトリック教会との関係、バイア州の政治経済の状況、さらには中央政府との関係に至るまで詳細かつ包括的な目配りがなされている。こうして一見したところは、混沌きわまりない様相の中から、著者は最終的にはひとつのカヌードス像を引き出そうとしている。つまり、カヌードスを王党派の狂信者が起こした反乱であったとする伝統的な見方を、ここでは、カヌードスに対峙し、それを危険視した当時のブラジル支配者層の側の歪みの反映であったとみなし、その歪みの原因をあぶりだすことに成功している。こうした視点や手法は、「反逆者」やマイノリティの研究には非常に有効であると思われる。

ただし、カヌードスの乱によってブラジルの国民統合が促進されたとする著者の主張は十分に論証されたとは言えず、そのためにはブラジル国家の歩みを 1930 年代あたりまでたどる必要があったであろう。また補論として提示された軍関係の資料は、まだ未整理であり、その内容を本論の中に十分組み込むことはできなかった。この資料には共同体の防衛にたずさわった兵士たち（ジャグンソ）や共同体に武器弾薬を提供したと思われる王党派の司祭など、まだ解明されない要素についての情報がかくされているように思われるので、今後の課題としてもらいたい。

とはいえ、わが国においてめぼしい先行研究がほとんどない状況下で研究を続け、ブラジルの学界における研究成果を十分に咀嚼しつつ、一次資料の蒐集にこだわりながら、地道な研究を続け、独自のカヌードス像を描くに至ったことは賞賛に値する。本論文はブラジル史のみならず、広く宗教史や民衆運動史の研究にとっても貴重な貢献をなすものと言える。

平成 25 年 1 月 31 日、人文社会科学研究所学位論文審査委員会において、審査委員全員出席のもと、本論文について著者に説明を求めた後、関連事項について質疑応答を行った。なお、学力の確認は、著者が「人文社会科学研究所論文審査等実施細則」第 10 条 (2) に該当することから免除し、審議の結果、審査委員全員一致で合格と判定された。

よって著者は、博士（文学）の学位を受けるに十分な資格を有するものと認める。